

指定障害福祉サービス事業者等 代表者 様

堺市長 永藤 英機
(公印省略)

令和3年度 障害者総合支援制度における指定事業者・施設集団指導について（再通知）

平素は、本市障害福祉行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、例年6月に実施している障害者総合支援制度における指定事業者・施設集団指導については、新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、令和3年度は、昨年度と同様、講義形式ではなく書面形式による開催（資料による自学及び別紙自己点検シート等の提出）としました。

しかしながら、**提出期限が11月1日であるにもかかわらず、同日時点において、約30%の事業者について、未提出の状況です。**「令和3年度障害者総合支援制度における指定事業者・施設集団指導資料」内で記載したとおり、提出がない場合は、個別指導の対象となる場合があります。本通知を受信された事業者については、早急に自己点検に取り組んでいただき、下記書類を提出してください。**提出期限までに提出がなかった場合、令和3年度の集団指導に参加しなかったものとして取り扱いますので注意してください。**万が一、電子申請システムにおいて、「**手続完了**」となっているにもかかわらず、本通知を受信されている場合、確認いたしますので御連絡ください。

資料及び提出書類については、下記ウェブページ内でダウンロードしていただけます。

※堺市ホームページ (<https://www.city.sakai.lg.jp/>) 右上の検索ボックスに「障害福祉サービス事業者指定・実地指導」で検索⇒「障害福祉サービス事業者指定・実地指導」⇒「集団指導について」⇒「令和3年度 障害者総合支援制度における指定事業者・施設 集団指導について」を参照してください。

記

1 提出書類

- (1) 別紙自己点検シート（全事業所）
- (2) 重要事項説明書・運営規程確認表（全事業所）
- (3) コロナ対策確認シート（全事業所）
- (4) 令和3年8月分勤務形態一覧表（対象事業所は以下のとおり）

※療養介護、生活介護、短期入所（単独型のみ）、共同生活援助、障害者支援施設、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助）

2 提出期限及び提出方法

○令和3年12月8日（水）17時30分

※堺市電子申請システムにより提出してください（利用者登録が必要）。

○リンク先:

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271403/ea/residents/procedures/apply/6cb41680-29dd-43ce-85d2-9eaf76dbc3ed/start>

※上記リンク先アドレスにアクセスし、提出書類を提出してください（利用者登録が必要）。

※電子申請システムの利用者登録に関する質問にはお答えいたしかねます。電子申請システムの「ヘルプ」又は「よくあるご質問」を確認の上、御利用ください。

※現時点でメールアドレスの届出がない事業所へは郵送で通知していますが、書類については電子申請システムにより提出してください。また、今後の各種通知を受け取るためにメールアドレスを作成の上、当課へ変更届出書を届け出てください。

問合せ先:堺市健康福祉局障害福祉部 障害福祉サービス課 事業者係
TEL:072-228-7510 FAX:072-228-8918
MAIL:jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp